

2024(令和6)年度 第1回 一宮市景観審議会

日時：2025年1月23日(木)午前10時00分より

場所：一宮市役所本庁舎11階 1103会議室

次 第

1 開会

2 会長挨拶

3 新委員紹介

4 議題

議題第1号

一宮市景観計画の届出状況について(報告)

5 閉会

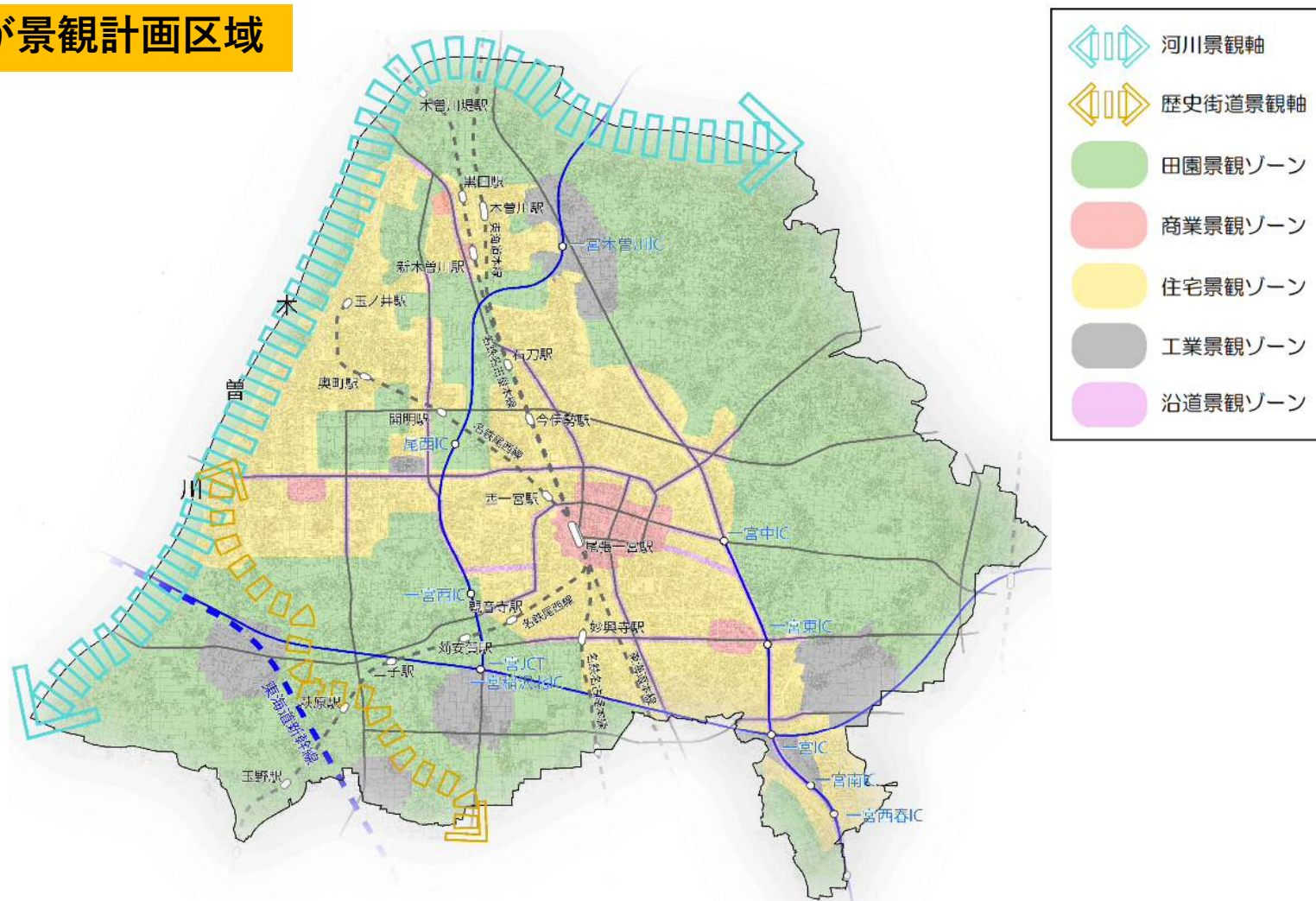
議題第 1 号

一宮市景観計画の届出状況について（報告）

一宮市景観計画の届出状況について

景観計画区域

一宮市全域が景観計画区域



軸・ゾーンの設定図

行為の制限について

届出対象行為

届出対象 行為		区分						
		河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン	沿道景観 ゾーン
建築物	改築、移転、 建築物の新築、増築、 外観を伴う修繕	・全て	・高さ10m超 ・建築面積 300㎡超	・高さ10m超 ・建築面積 500㎡超	・高さ13m超 ・建築面積1,000㎡超		・高さ15m超 ・建築面積 1,000㎡超	・高さ13m超 ・建築面積 1,000㎡超
工作物※		・全て	・高さが10m超 ・建築物と一体となって設置されるものにあつては、その高さが5m超、かつ当該建築物の高さとの合計が10m超	・高さが13m超 ・建築物と一体となって設置されるものにあつては、その高さが10m超、かつ当該建築物の高さとの合計が13m超		・高さが15m超 ・建築物と一体となって設置されるものにあつては、その高さが10m超、かつ当該建築物の高さとの合計が15m超	・高さが13m超 ・建築物と一体となって設置されるものにあつては、その高さが10m超、かつ当該建築物の高さとの合計が13m超	
		・高さが5mを超える擁壁、その他これに類するもの ・長さが10mを超える橋りょう、高架道路、高架鉄道、その他これらに類するもの						
開発行為		・開発区域の面積 3,000 ㎡以上の開発行為						

都市計画法の許可を必要とする開発行為に準じる

行為の制限について

景観形成基準		区分						
		河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン	沿道景観 ゾーン
配 置	・河川景観の連続性を意識し、まとまりある景観を形成する。	●						
	・歴史街道景観の連続性を意識し、まとまりある景観を形成する。		●					
	・まちなみの連続性を意識し、まとまりある景観を形成する。			●	●	●	●	●
	・建築物前面には可能な限り空間を設けて、緑化する。	●	●	●		●	●	
	・隣り合う建築物の壁面位置を揃えるよう、できる限り前面道路から後退し、圧迫感のない配置とする。 ただし、周辺の建築物等の壁面位置が揃っている場合はこの限りではない。	●	●	●	●	●	●	●
	・大規模なものとなる場合には、道路境界から後退するなど、周囲に違和感や圧迫感を与えない配置、規模とする。		●	●	●	●	●	●
	・公開空地や緑地を設ける場合は、憩いや賑わいが醸しだされるよう工夫するとともに、隣接する空地との連続性に配慮した配置とする。				●	●		●

「●」：該当箇所

行為の制限について

景観形成基準		区分						
		河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン	沿道景観 ゾーン
形態・ 意匠	・堤防等から俯瞰されることを踏まえ、周辺と調和するよう屋根の形状を工夫し、連続する河川景観の形成に配慮する。	●						
	・歴史街道沿いの建築物は、歴史的資源や伝統的建築物と調和するデザインとする。		●					
	・田畑近傍に立地する建築物は、田園景観と調和するデザインとする。			●				
	・商業・事務系の建築物は、にぎわいと品位を高めるデザインとする。				●			
	・マンションをはじめ大型建築物は、落ち着いたデザインとする。					●		
	・工場、倉庫系の建築物は、周辺に圧迫感を与えない落ち着いたデザインとする。						●	
	・商業系の建築物は、にぎわいと沿道の一体感を高めるデザインとする。							●
	・河川景観との調和に配慮する。	●						
	・周囲の建築物や歴史街道との調和に配慮する。		●					
	・周囲の建築物やまちなみ及び田園景観との調和に配慮する。			●				
	・周囲の建築物やまちなみの調和や統一感に配慮する。				●	●	●	●
	・建築物の低層部における形態、意匠に配慮し、歩くのが楽しくなる快適な歩行空間を創出する。				●			

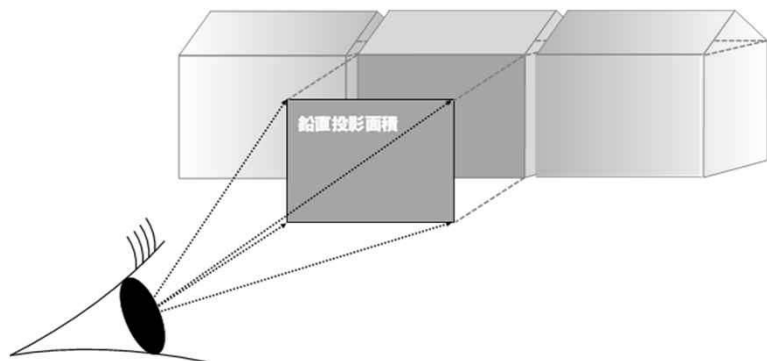
「●」：該当箇所

行為の制限について

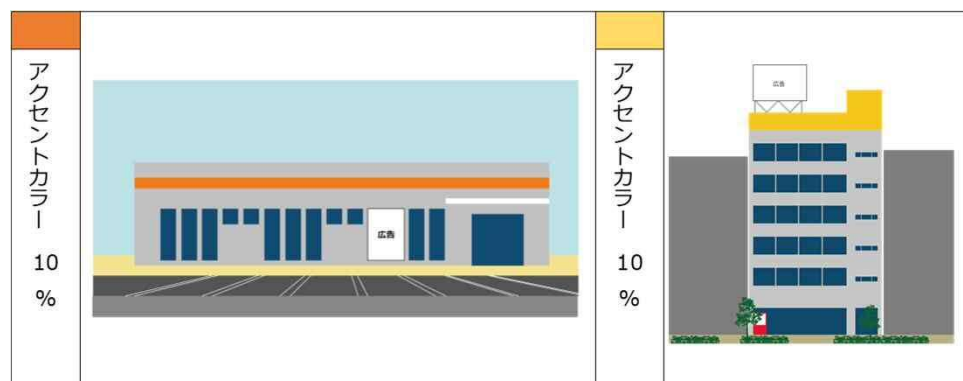
景観形成基準		区分						
		河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン	沿道景観 ゾーン
色 彩	・建築物の外壁は、周辺の まちなみや建築物と調和し た色彩とする。	●	●	●	●	●	●	●
	・派手な色は用いない。色彩 は色彩基準※1 を超えな いものとする。 ただし、着色していない 木材、土壁等の自然素材 や無彩色のガラス等の材料 によって仕上げられた部分 の色彩または鉛直投影面 積※2 の100分の10以 下の範囲で、外観のアクセ ント色（アクセントカラーの 例は※3 を参照）として着 色される部分の色彩におい ては、この限りではない。	●	●	●	●	●	●	●
素 材	・周辺の景観と調和し、経年 変化による退色や汚損しに くい素材を用いる（自然素 材は除く）。	●	●	●	●	●	●	●

「●」：該当箇所

■鉛直投影面積のイメージ



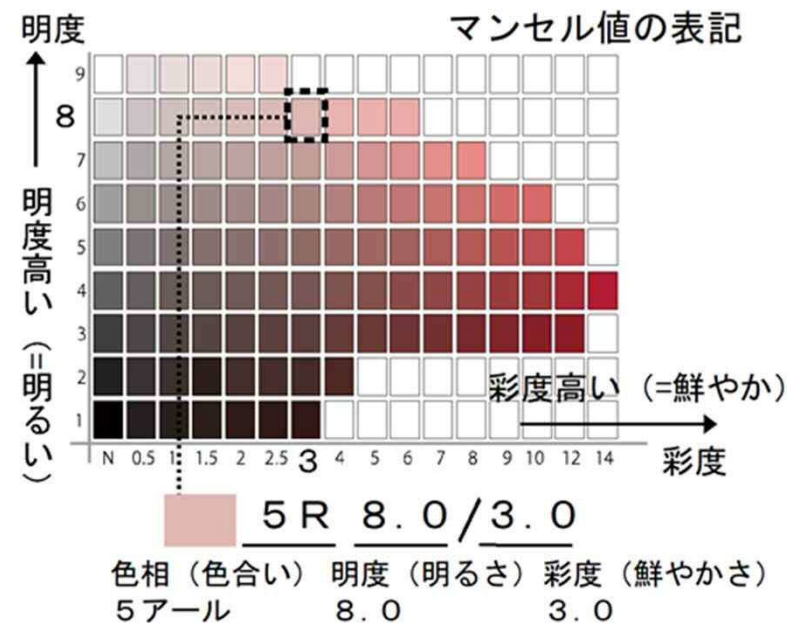
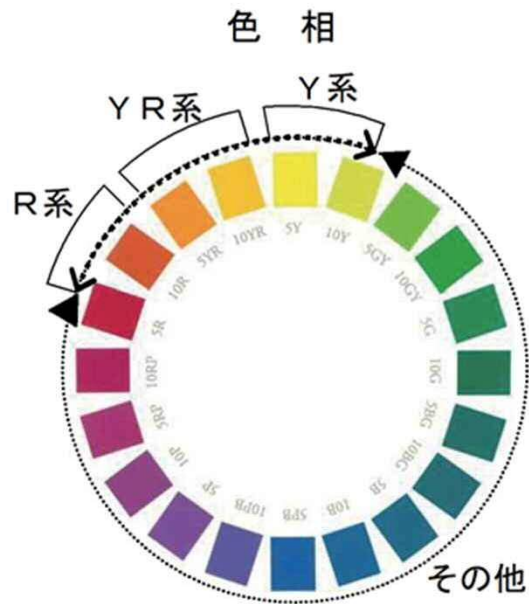
■アクセントカラーのイメージ



行為の制限について

色彩の景観形成基準

区分	色相	明度	彩度
歴史街道景観軸	R～Y	なし	4 以下
	その他		2 以下
その他の市全域	R～Y	4 以上	6 以下
	その他		2 以下



行為の制限について

景観形成基準		区分						
		河川 景観軸	歴史街道 景観軸	田園景観 ゾーン	商業景観 ゾーン	住宅景観 ゾーン	工業景観 ゾーン	沿道景観 ゾーン
付 属 設 備	・空調室外機等の建築設備は、河川敷、堤防道路等から見えない位置に設ける。	●						
	・空調室外機等の建築設備は、道路等から見えない位置に設ける。		●	●	●	●	●	●
	・建築物の外観意匠と調和した囲い等を設ける、又は緑化により周囲の景観を阻害しない。	●	●	●	●	●	●	●
	・屋上に設置する場合は、河川敷及び堤防道路から見られることに配慮し、見えにくい位置に配置する。又は、建築物の外観意匠と調和した囲い等を設けて周囲の景観を阻害しない。	●						
	・屋上に設置する場合は、道路及び隣り合う建築物等から見られることに配慮し、見えにくい位置に配置する。又は、建築物の外観意匠と調和した囲い等を設けて周囲の景観を阻害しない。		●	●	●	●	●	●
外 構 ・ 緑 化	・敷地内は植栽などにより緑化する。	●	●	●	●	●	●	●
	・敷地内の沿道部には樹木や花壇を設け、四季を演出する。			●	●	●	●	●
	・工場、倉庫においては、周囲の景観との調和に配慮しながら、敷地外周への中高木を植栽する。						●	
維 持 ・ 管 理	・建築物の良好な外観が保たれるように、維持・管理する。	●	●	●	●	●	●	●

「●」：該当箇所

【景観計画区域内行為】届出及び通知件数

届出件数 (景観法第16条第1項関係)

建築物	29件 (内訳：新築26件、増築1件、色彩の変更2件) (用途：新築 → 倉庫5件、店舗6件、共同住宅6件、 老人ホーム7件、研究所1件、工場1件) 増築 → 病院1件) 色彩の変更 → 店舗2件)
工作物	3件 (内訳：新築 (携帯電話無線基地局2件)、増築 (橋梁1件))
開発行為	5件

※令和6年12月末日現在

【景観計画区域内行為】届出及び通知件数

通知件数 (景観法第16条第5項関係)

建築物 2件 (内訳：色彩の変更)

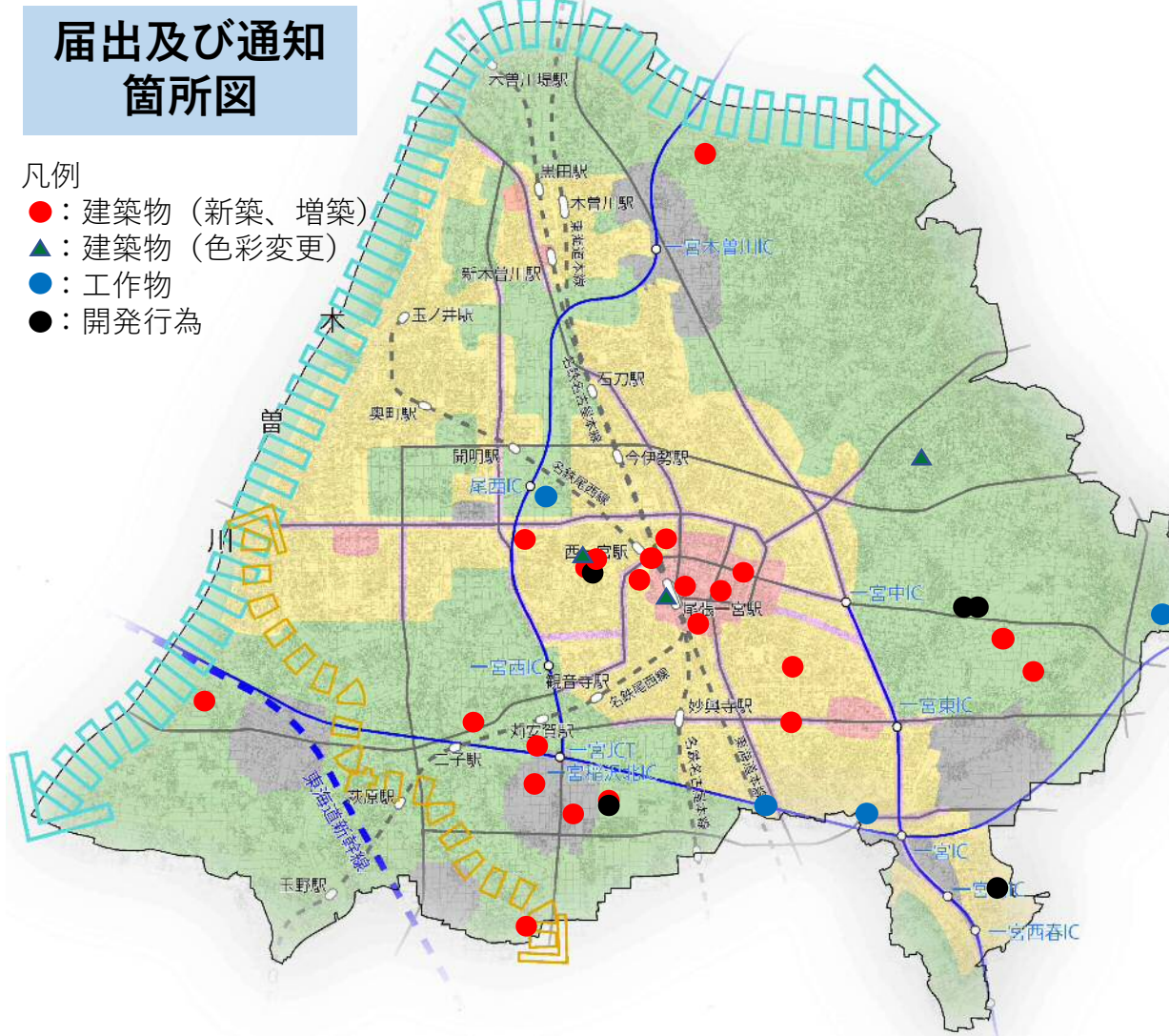
(用途：研究所、小学校)

工作物 2件 (内訳：新築 (橋梁)、移転 (水管橋))

開発行為 0件

※令和6年12月末日現在

【景観計画区域内行為】届出及び通知件数



ゾーン別件数【単位：件】

届出通知内容	建築物		工作物	開発行為	計
	新築増築	色彩変更			
軸とゾーン					
河川景観軸					
歴史街道景観軸					
田園景観ゾーン	11	1	4	3	19
商業景観ゾーン	4	2			6
住宅景観ゾーン	7	1	1	2	11
工業景観ゾーン	3				3
沿道景観ゾーン	2				2
計	27	4	5	5	41

※令和6年12月末日現在

【景観計画区域内行為】届出及び通知件数

ゾーンごとによる建築物及び工作物の用途別件数【単位：件】

ゾーン	建築物										工作物			計
	新築・増築							色彩変更						
	共同住宅	工場	倉庫	研究所	店舗	老人ホーム	病院	店舗	小学校	研究所	無線基地局 携帯電話	水管橋	橋梁	
田園景観ゾーン		1	3	1		6			1		2	1	1	16
商業景観ゾーン	1				2		1	2						6
住宅景観ゾーン	4				2	1				1			1	9
工業景観ゾーン			2		1									3
沿道景観ゾーン	1				1									2
計	6	1	5	1	6	7	1	2	1	1	2	1	2	36

※令和6年12月末日現在

【事例 1】 建築物（店舗）の新築

区 分	住宅景観ゾーン
建築面積	2,094.87 m ²
建築物の高さ	7.55 m

【マンセル値】

○色彩基準内

- ・ 7.5YR8/2（外壁1）
- ・ N9（幕板）
- ・ N7（外壁2）

○色彩基準外

- ・ 5.97PB2.28/6.33（外壁3）
- ・ 面積割合 4.5%

【圧迫感のない配置】

【落ち着いたデザイン】

【建築設備等の景観配慮】

【敷地内緑化】



【事例 1】 建築物（店舗）の新築

区 分 住宅景観ゾーン
 建築面積 2,094.87 m²
 建築物の高さ 7.55 m

【色彩基準】

区分	色相	明度	彩度
歴史街道景観軸	R～Y	なし	4 以下
	その他		2 以下
その他の市全域	R～Y	4 以上	6 以下
	その他		2 以下

【マンセル値】

○色彩基準内

- ・ 7.5YR8/2（外壁1）
- ・ N9（幕板）
- ・ N7（外壁2）

○色彩基準外

- ・ 5.97PB2.28/6.33（外壁3）
- ・ 面積割合 4.5%

【圧迫感のない配置】

【落ち着いたデザイン】

【建築設備等の景観配慮】

【敷地内緑化】



【事例 1】 建築物（店舗）の新築

区 分	住宅景観ゾーン
建築面積	2,094.87 m ²
建築物の高さ	7.55 m

【マンセル値】

○色彩基準内

- ・ 7.5YR8/2（外壁1）
- ・ N9（幕板）
- ・ N7（外壁2）

○色彩基準外

- ・ 5.97PB2.28/6.33（外壁3）
- ・ 面積割合 4.5%

【圧迫感のない配置】

【落ち着いたデザイン】

【建築設備等の景観配慮】

【敷地内緑化】

敷地内緑化



【事例 1】 建築物（店舗）の新築

区 分	住宅景観ゾーン
建築面積	2,094.87 m ²
建築物の高さ	7.55 m

【マンセル値】

○色彩基準内

- ・ 7.5YR8/2（外壁1）
- ・ N9（幕板）
- ・ N7（外壁2）

○色彩基準外

- ・ 5.97PB2.28/6.33（外壁3）
- ・ 面積割合 4.5%

【圧迫感のない配置】

【落ち着いたデザイン】

【建築設備等の景観配慮】

【敷地内緑化】

フェンスによる目隠し



壁面の色と調和

【事例 2】 建築物（工場）の新築

区 分	田園景観ゾーン
建築面積	3,426.21m ²
建築物の高さ	9.61 m

【マンセル値】

○色彩基準内

- ・ N5（外壁1）
- ・ N9（外壁2）
- ・ N8（外壁3）

○色彩基準外

- ・ 5PB7/8（外壁4）
- ・ 面積割合1.8%

【圧迫感のない配置】

【落ち着いたデザイン】

【室外機等の景観配慮】

【憩いや賑わいが醸し出される工夫

【敷地内緑化】



【事例 2】 建築物（工場）の新築

【色彩基準】

区分	色相	明度	彩度
歴史街道景観軸	R～Y	なし	4 以下
	その他		2 以下
その他の市全域	R～Y	4 以上	6 以下
	その他		2 以下

区 分 田園景観ゾーン
 建築面積 3,426.21m²
 建築物の高さ 9.61 m

【マンセル値】

○色彩基準内

- ・ N5 (外壁1)
- ・ N9 (外壁2)
- ・ N8 (外壁3)

○色彩基準外

- ・ 5PB7/8 (外壁4)
- ・ 面積割合1.8%

【圧迫感のない配置】

【落ち着いたデザイン】

【室外機等の景観配慮】

【憩いや賑わいが醸し出される工夫

【敷地内緑化】



【事例 2】 建築物（工場）の新築

区 分	田園景観ゾーン
建築面積	3,426.21m ²
建築物の高さ	9.61 m

【マンセル値】

○色彩基準内

- ・ N5（外壁1）
- ・ N9（外壁2）
- ・ N8（外壁3）

○色彩基準外

- ・ 5PB7/8（外壁4）
- ・ 面積割合1.8%

【圧迫感のない配置】

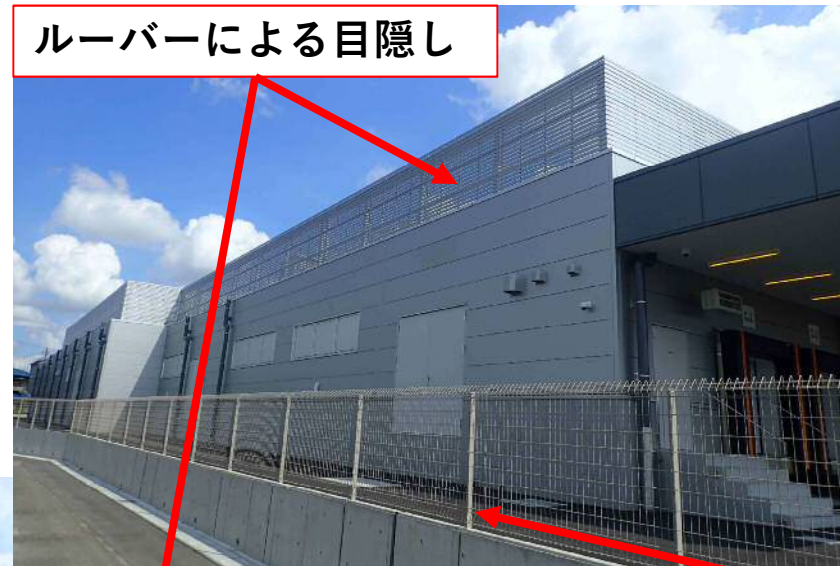
【落ち着いたデザイン】

【室外機等の景観配慮】

【憩いや賑わいが醸し出される工夫

【敷地内緑化】

ルーバーによる目隠し



境界より4m以上控えて建築物を配置



【事例 2】 建築物（工場）の新築

区 分	田園景観ゾーン
建築面積	3,426.21㎡
建築物の高さ	9.61 m

【マンセル値】

○色彩基準内

- ・ N5（外壁1）
- ・ N9（外壁2）
- ・ N8（外壁3）

○色彩基準外

- ・ 5PB7/8（外壁4）
- ・ 面積割合1.8%

【圧迫感のない配置】

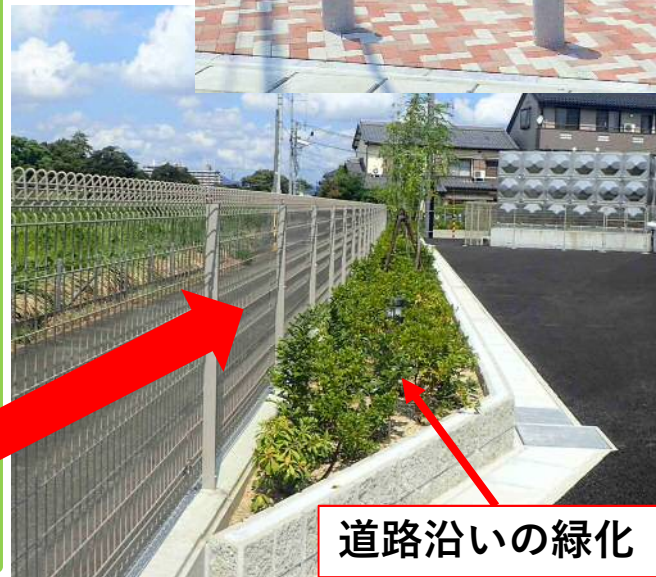
【落ち着いたデザイン】

【室外機等の景観配慮】

【憩いや賑わいが醸し出される

工夫

【敷地内緑化】



【事例 3】 建築物（共同住宅）の新築

区 分	沿道景観ゾーン
建築面積	624.58m ²
建築物の高さ	44.385 m

【マンセル値】

○色彩基準内

- ・ 5B6/0.5（手摺1）
- ・ N9、5PB8/0.5、N7.0（外壁1）
- ・ N8（外壁2）
- ・ 5B8.5/0.5（手摺2）
- ・ N9（手摺3）
- ・ N6.5（外壁3）
- ・ N5.5（外壁4）

○色彩基準外

- ・ N2（庇）
- ・ 面積割合0.5%

【圧迫感のない配置】

【落ち着いたデザイン】

【建築設備等の景観配慮】

【憩いや賑わいが醸し出される工夫】

【敷地内緑化】



【事例3】 建築物（共同住宅）の新築

区分 沿道景観ゾーン
 建築面積 624.58m²
 建築物の高さ 44.385 m

【色彩基準】

区分	色相	明度	彩度
歴史街道景観軸	R~Y	なし	4以下
	その他		2以下
その他の市全域	R~Y	4以上	6以下
	その他		2以下

【マンセル値】

○色彩基準内

- ・ 5B6/0.5（手摺1）
- ・ N9、5PB8/0.5、N7.0（外壁1）
- ・ N8（外壁2）
- ・ 5B8.5/0.5（手摺2）
- ・ N9（手摺3）
- ・ N6.5（外壁3）
- ・ N5.5（外壁4）

○色彩基準外

- ・ N2（底）
- ・ 面積割合0.5%

【圧迫感のない配置】

【落ち着いたデザイン】

【建築設備等の景観配慮】

【憩いや賑わいが醸し出される工夫】

【敷地内緑化】



【事例3】 建築物（共同住宅）の新築

区分 沿道景観ゾーン
建築面積 624.58㎡
建築物の高さ 44.385 m

【マンセル値】

○色彩基準内

- ・ 5B6/0.5（手摺1）
- ・ N9、5PB8/0.5、N7.0（外壁1）
- ・ N8（外壁2）
- ・ 5B8.5/0.5（手摺2）
- ・ N9（手摺3）
- ・ N6.5（外壁3）
- ・ N5.5（外壁4）

○色彩基準外

- ・ N2（庇）
- ・ 面積割合0.5%

【圧迫感のない配置】

【落ち着いたデザイン】

【建築設備等の景観配慮】

【憩いや賑わいが醸し出される工夫】

【敷地内緑化】



ルーバーフェンスによる目隠し



緑化による目隠し

【事例3】 建築物（共同住宅）の新築

区 分	沿道景観ゾーン
建築面積	624.58m ²
建築物の高さ	44.385 m

【マンセル値】

○色彩基準内

- ・ 5B6/0.5（手摺1）
- ・ N9、5PB8/0.5、N7.0（外壁1）
- ・ N8（外壁2）
- ・ 5B8.5/0.5（手摺2）
- ・ N9（手摺3）
- ・ N6.5（外壁3）
- ・ N5.5（外壁4）

○色彩基準外

- ・ N2（庇）
- ・ 面積割合0.5%

【圧迫感のない配置】

【落ち着いたデザイン】

【建築設備等の景観配慮】

【憩いや賑わいが醸し出される工夫】

【敷地内緑化】



【景観計画区域内行為】届出及び通知件数

年度ごとの比較

上段 当該年度の12月末時点の件数
(下段) 当該年度の3月末時点の件数

		建築物		工作物	開発行為	計
		新築・増築	色彩変更			
令和3年度	届出	9 (12)	— (2)	9 (11)	5 (6)	23 (31)
	通知	— (—)	8 (9)	— (—)	— (—)	8 (9)
令和4年度	届出	24 (26)	— (—)	7 (9)	5 (7)	36 (42)
	通知	— (—)	8 (8)	— (1)	— (—)	8 (9)
令和5年度	届出	16 (28)	1 (3)	1 (2)	10 (16)	28 (49)
	通知	— (2)	3 (5)	— (—)	— (—)	3 (7)
令和6年度	届出	27	2	3	5	37
	通知	—	2	2	—	4